

公布された条例のあらまし

ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（条例第1号）

- 1 この条例は、本県の観光の振興について、県の責務、県民の役割等を定めることにより、県民と旅行者とが様々な交流を通じて感動を共有できる地域づくりを推進し、もって県民のふるさとへの自信と誇りの醸成とともに県民生活の向上に貢献することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 県の責務及び県民の役割について定めることとした。（第2条及び第3条関係）
- 3 県は、県民が伝統、文化、産業、自然等の地域の魅力について再認識し、ふるさとへの自信、誇り及び愛着を持ち、観光の当事者としてふさわしい役割を担うための情報を提供するように努めるとともに、県民がこのような情報を学ぶための機会を提供するように努めるものとした。（第4条関係）
- 4 県、市町及び県民は、多様化する観光需要を踏まえ、分野及び地域を超えて、相互に連携を図り、一体となって観光地域づくりに取り組むよう努めるものとした。（第5条関係）
- 5 県は、観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。